

法務省民二第287号
平成26年5月26日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務大臣 谷垣禎一



平成26年5月2日受付第80号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことを決定しましたので、通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

不動産登記法第121条第2項ただし書の「利害関係」の有無の判断基準が分かる文書

2 不開示とした理由

請求に係る行政文書を保有していないため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、決定の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)。

* 担当課等

法務省民事局民事第二課

TEL: 03-3580-4111 内線: 2436